

いわき市医療連携協働会議設置要綱

(目的)

第1条 本市の地域医療における諸課題について、行政と医療関係者が連携・協働して、調査研究・協議し、本市の政策及び地域医療体制に反映させ、もって本市の地域医療水準の向上に資するため「いわき市医療連携協働会議」（以下「連携協働会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連携協働会議は、別表1に定める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 連携協働会議に会長及び副会長を置き、会長はいわき市長、副会長はいわき市医師会長並びにいわき市病院協議会理事長をもってこれにあてる。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(調査研究及び協議事項)

第3条 連携協働会議は、次に掲げる事項について調査研究及び協議する。

- (1) 医師確保に関すること。
- (2) 救急医療に係る課題に関すること。
- (3) 小児医療に係る課題に関すること。
- (4) 産科医療に係る課題に関すること。
- (5) 健康診査・検診事業に関すること。
- (6) 医療機関の機能分化と連携に関すること。
- (7) その他本市の地域医療に係る課題に関すること。

(会議)

第4条 連携協働会議の会議は、構成員からの要請を受け会長が必要と認めた場合、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

(部会)

第5条 連携協働会議が必要と認めるときは、連携協働会議に部会を置くことができる。

2 部会の構成員及び部会長は、会長が連携協働会議の意見を聞いて指名する。

(専門委員)

第6条 連携協働会議に、特定の事項を協議するため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長が連携協働会議の意見を聞いて指名する。

(庶務)

第7条 連携協働会議の庶務は医療対策課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携協働会議の運営に必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は平成18年12月26日から実施する。

附 則

この要綱は平成19年5月21日から実施する。

附 則

この要綱は平成21年11月26日から実施する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成26年5月29日から実施する。

附 則

この要綱は平成30年12月25日から実施する。

附 則

この要綱は令和3年12月2日から実施する。

附 則
この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 （第 2 条関係）

構成員

団 体 等	役 職
医師会	会長、副会長（１名）、医師会が推薦する 医師会員（１名）
病院協議会	理事長
救急告示病院 （市医療センターを除く）	院長等
その他	連携協働会議が必要と認めるもの
市	市長
	病院事業管理者
	保健所長

事務局

消防長、医療センター事務局長、保健福祉部長
